

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「在来線におけるモニタリング保全体系（劣化・寿命把握） の開始について」に関する説明申し入れ

2022年7月7日に「在来線におけるモニタリング保全体系（劣化・寿命把握）の開始について」と題し、状態監視装置を搭載している E235 系車両において 2018 年 6 月以降実施しているモニタリング保全体系（運用中の機能確認）に加えて、「技術的な検証の結果より、一部の検査について状態に応じた検査に置き換えられる」として、定期検査の「装置保全」と「車体保全」の検査種別を「D 保全」に統合した上で①戸閉装置②パンタグラフ③空調装置の 3 つの機器について、C 保全、D 保全における検査の一部を劣化・寿命把握に置き換えるとの説明を受けました。

AI や IOT の活用により、今後の車両メンテナンスの在り方は CBM への移行を目指していくことが語られています。技術革新による検査体系の見直しを行うことは否定するものではありませんが、これまで車両の定期検査における各機器の検査項目や取替え周期は、技術的根拠に基づき設定・変更を行うことで機器の信頼性を維持し、車両の安全性・安定性を向上させてきたものです。しかし今回の説明では、技術的検証の内容が一切示されていないことから、車両の品質が低下する懸念を払拭することは出来ません。

更に職場では、今回劣化・寿命把握に置き換えるとする 3 機器（戸閉装置・パンタグラフ・空調装置）の検査項目について具体的に示されておらず、適用時期の 9 月 1 日以降作業内容がどのように変化していくのか見通せない状況です。検査に携わる現場社員が不安を抱えたまま手探りで実施日を迎えることは、適正な検査の施行に繋がらないと考えます。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 2018 年以降 E235 系で実施している「モニタリング保全体系（運用中の機能確認）」における対象機器別の成果と課題を具体的に明らかにすること。
2. 部外有識者を交えた委員会における状態監視データを用いた劣化・寿命把握に関する技術的な検証における検証内容を具体的に明らかにすること。

3. 劣化・寿命把握による置き換えとして戸閉装置、パンタグラフ、空調装置の3機器とした根拠を具体的に明らかにすること。また「しきい値」の設定基準および考え方を示すこと。
4. 在来線におけるモニタリング保全体系（劣化・寿命把握）の導入箇所を具体的に明らかにすること。また、導入実施以降の要員体制および業務内容の変更の考え方を示すこと。
5. モニタリング保全体系（劣化・寿命把握）について、適用時期を2022年9月1日より実施するとした根拠を具体的に明らかにすること。
6. E233系以前の状態監視装置非搭載の車両について、今後車両改造等により対象を拡大するのか考え方を明らかにすること。
7. 車両運用中の機器の状態監視を実施しているその他14機器について、今後の検査の在り方に対する考えを具体的に明らかにすること。
8. 検査種別の変更としてモニタリング保全体系における定期検査の「装置保全」と「車体保全」を「D保全」へ統合する理由を具体的に明らかにすること。
9. 「C保全」の検査項目から劣化・寿命把握に置き換える検査項目とは何か具体的に明らかにすること。また、置き換えられない検査項目を示すこと。
10. 「D保全」の検査項目から劣化・寿命把握に置き換える検査項目とは何か具体的に明らかにすること。また、置き換えられない検査項目を示すこと。
11. 東京総合車両センターにおける今後のC保全・D保全を実施する際の入場計画についての考え方を具体的に明らかにすること。
12. 車両センターにおける今後の保全検査に関する施行の在り方についての考え方を具体的に明らかにすること。
13. 今申し入れに対する回答および団体交渉は、2022年8月10日までに実施すること。

以上